募集型企画旅行契約にかかる旅行業約款の個別認可審査要領について

（個人包括旅行運賃（新IIT運賃）を利用した募集型企画旅行の取消料についての旅行業約款の認可）

令和元年１２月２日

　観光庁参事官（旅行振興）

航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示することができない航空券（１名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用した募集型企画旅行の取消料について、①航空会社が旅行業者に請求する取消料・違約料、払戻手数料等の契約解除に要する費用（以下「航空券取消料等」という。）が②標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料表（国内旅行に限る。）で定める取消料の上限を超えるときに、①の取消料の額の範囲内で、当該募集型企画旅行の取消料を設定することを可能とするため、旅行業法第１２条の２第１項に基づく旅行業約款の認可を行う場合には、以下の要領によるものとする。

1. 認可申請に必要な書類について
   1. 旅行業約款変更認可申請書（別添１－２）
   2. 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙１）
   3. 現行の旅行業約款との対照表（別紙２）
   4. 宣誓書（別紙３）
2. 認可にあたっての審査事項

申請者に対するヒアリング等により、申請者が以下の事項を確実に実施すると認められるものであること。

* 1. 取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

1. 個人包括旅行運賃による航空運送を利用する旨
2. 利用する航空会社名及び利用する運賃の種別
3. 上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額
4. 募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨
5. 上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法
6. 上記①③④について、枠取りのうえ文字ポイント数を大きくする、他の記載事項より太いフォントを使う、目立つ文字色を使う、背景色を目立つものにするなど適宜の方法で他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること
   1. 旅行者への取引条件の説明にあたり、上記(1)の各事項の説明を徹底すること。
   2. 旅行業法第１４条の２の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記(1)の各事項の説明を徹底させること。
   3. なお、告知広告を実施するときは、告知広告書面に次の事項を記載すること。
7. 告知広告のみでは募集型企画旅行契約の締結には応じない旨
8. 旅行代金はお問い合わせの都度、別途発行する「取引条件説明書面」にてご案内をする旨
9. 上記の他、契約規則第13条に規定された事項（第４号を除く）
10. 旅行代金の目安額（任意）
11. 個人包括旅行運賃を利用する商品である旨